知財紛争処理システムに関する論点整理 (その他(中小企業支援等))(案)

1. 知的財産推進計画2015における位置づけ・・・・・・・・・・ P.1	
2. その他(中小企業支援等)に関する論点・・・・・・・・・ P.2	
2-1. 個別論点①(負担軽減のための必要な措置について)・・・・・・ P.3	
2-2. 個別論点②(その他について)・・・・・・・・・・ P.10	

平成28年2月4日 内閣官房 知的財産戦略推進事務局

1. 知的財産推進計画2015及び日本再興戦略(成長戦略) における位置づけ①

<「知的財産推進計画2015」の構成>

【第1部 重点3本柱】

- 第1. 地方における知財活用の推進
- 第2. 知財紛争処理システムの活性化

<<知財紛争処理システムの機能強化>>

- 証拠収集手続
- 権利の安定性
- 損害賠償額
- 差止請求権

/ <<知財紛争処理システムの活用促進>>

- 訴訟遂行に関する負担への対応 (中小企業、地方当事者の知財訴訟遂行支援)
- 相談体制の強化
- テレビ会議システム等の活用
- ▶ ・ 地方における知財専門家へのアクセス支援

<<知財紛争処理に関する情報公開、海外発信>>

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

【第2部 重要8施策】

1~8 (略)

工程表 (略)

今回の主なテーマ

2. その他(中小企業支援等)に関する論点

【その他の論点(中小企業支援等)関連】

我が国の特許権侵害訴訟の提起者の約6割は中小企業が占めている中で、中小企業は特許権侵害訴訟における勝訴率が 大企業と比較して低いことが指摘されており、中小企業が成長産業である高付加価値産業の担い手として期待されることを踏ま えて、中小企業への必要な支援の在り方等が問題となるが、これについてどのように考えるべきか。また、知財紛争処理システ ムに関し、証拠収集手続、権利の安定性、損害賠償額、差止請求権、中小企業支援以外の論点はあるか。

- ✓ 個別論点①:訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、負担軽減のための必要な措置について、どのように考えるべきか。
- ✓ 個別論点②:知財紛争処理システムの機能強化に向け、その他の論点はあるか。

【知財紛争処理タスクフォース報告書(平成27年5月28日)抜粋】

- 5. 中小企業支援
- (1)背景

現在、我が国の成長産業は、ライフサイエンスや医療機器産業といった高付加価値産業にシフトしつつあると指摘されている。こうした産業の担い手として期待されるベンチャー企業を含む中小企業は、特許権侵害訴訟の提起の約6割を占めているが、その勝訴率は、大企業が提起した場合と比較して低いことが指摘されてきた。

実際に、「侵害訴訟動向調査」の結果によれば、判決を対象とした事件でみると、中小企業の原告勝訴率は20%以下に止まっており、対・大企業の勝訴率で見ると10%にも満たない状況である。また、同調査の結果、中小企業の傾向として、①侵害訴訟を提起した際に起用する弁護士のうち侵害訴訟における勝訴率が20%を切る者の割合が6割を超えており、知財訴訟の実績を有する弁護士への依頼が必ずしもなされていない可能性があること、②中小企業の場合は権利登録から5年目以降に訴訟提起する割合が56%を占めており、より長期的に権利行使する傾向にあること、③中小企業が原告の事件のうち、損害賠償額が1000万円以下のケースが多数に上ったこと、④侵害訴訟を提起した中小企業の原告のうち、東京・大阪高裁管区以外に所在するものが25%を占めていることが明らかになった。

2-1. 個別論点① (訴訟遂行のための負担について)

【個別論点①】 訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、負担軽減のための必要な措置について、どのように考えるべきか。

- ◆ 主な論点
- ① 人的リソース
- ② 印紙代を含む裁判に関する経費

(参考) 有識者・事業者等からの主な意見(個別論点①関係)

改善すべき

<人的リソースが重要>

- ◇ 訴訟手続は、弁護士の能力次第で結果に差が出ると思う。裁判所の判断能力よりは、 弁護士の能力の善し悪しに掛かっている。(法曹関係者)
- ◇ 中小企業は、経験も何十年に一度くらいで、誰が良い代理人かも分からないという状況のため勝訴できない。(弁理士)
- ◇ 中小企業は、知財部機能が弱いために、勝訴率が低い。(事業者)

<経費が高い>

- ◇ 中小企業が少額訴訟をせざるを得ないのは、彼らにしてみると裁判の費用、特に印紙 代が高いため。(経済団体関係者)
- ◇ 損害賠償請求だけであれば一部請求だけするというテクニックがあり、その場合は 数字が分かった段階で増額すればよいが、差止請求では使えない。(法曹関係者)
- ◇ 知財訴訟は、他の訴訟と比べ時間を取られてしまうため、タイムチャージとなり高額になってしまう。そのため、中小企業にとって厳しい。 (法曹関係者)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

留意すべき

<特許出願等のマネジメントが必要>

◇ 中小企業が勝訴できないのは、特許のマネジメントが良くないためであり、マネジメントに対する支援が必要。 (法曹関係者)

<印紙代は高額ではない>

- ◇ 印紙代は、損害賠償額1億円で約30万円、10億円でも約 300万円であり、それが障害になっているとは思えない。弁護 士費用の方が一桁~二桁高い。(法曹関係者)
- ◇ 差止めについては、仮処分であれば印紙代は安い。その代わり保証金を積まなければならない。(法曹関係者)

(参考1) 知財紛争処理タスクフォース報告書抜粋(平成27年5月28日)(訴訟遂行のための負担部分)

5. 中小企業支援

(2)意見と課題

タスクフォースの議論及び関連して実施したヒアリングで示された意見と課題は以下のとおりである。

中小企業が侵害訴訟において、訴訟代理人の選択・依頼と権利の取得に課題があるという指摘があった。

訴訟代理人の選択には、弁護士、弁理士等に関する情報、地域的な偏在、訴訟代理の依頼などに困難があるとの指摘があった。また、訴訟を遂行するために原告である中小企業と法律事務所等とで密接に連携することが必要であるところ、中小企業には知財部等が存在しないかあっても体制が弱いため、企業と法律事務所等との連携が不十分となり、結果として判決において期待した救済を得られない状況が生じているとの指摘があった。

このため、中小企業が侵害訴訟において適切な救済を得られるための方策としては、権利行使の段階で中小企業が適切な訴訟代理人に依頼できるようにするため、何らかの支援のための基盤を構築すべきとの意見があった。具体的には、関係省庁・団体が協力して、知財専門家に関する情報や、費用や期間などの紛争処理に関する情報を集積し、中小企業に紹介する等の支援を行う基盤を整備すべきとの提案があった。

次に、権利行使のためには、戦略的に権利を取得し、戦略的な活用が望ましいところ、中小企業にとっては、多数の権利を取得することが難しいのが実情であるとの指摘があった。また、中小企業が勝訴しているケースでは、権利取得の段階から将来の権利行使を見通して、充実した記載の特許明細書が作成されていることが指摘された。このため、本来、権利行使を見通して特許明細書が作成されるべきであり、弁理士などの専門家に対してこうしたベストケースの存在を啓発し、中小企業へのアドバイスに活かすべきであるとの提案があった。

また、中小企業が訴訟において直面する問題として、中小企業にとっては、**損害賠償請求額に応じた印紙の添付を含め、訴訟に必要な経費が高額になる**ことから、少額訴訟の提起が多くなっているとの指摘があった。これに関しては、中小企業の訴訟提起とその継続において、訴訟経費の負担が大きな障害となっていることに鑑み、**何らかの経済的負担の軽減のための措置を検討すべき**という提案があった。

(3)今後の方向性

中小企業の権利行使と訴訟遂行を支援するため、関連する人的リソース及び経費の双方から必要な施策を検討すべきである。具体的な検討事項は、以下のとおりである。

①人的リソース面

人的リソースについて、(2)に掲げた方策も含め、権利取得段階から権利行使段階において、中小企業の権利行使及び訴訟遂行を容易にする具体的な方策を検討すること。

②経費面

経費について、(2)に掲げた方策も含め、具体的な方策を検討すること。

(参考2) 中小企業の相談体制強化に関する取組例

○ よろず支援拠点における取組

よろず支援拠点で受けた相談について、相談員にアドバイスをし、必要があれば相談時に同席するサポートチームを全国本部に設置し、紛争支援としてサポートチームに弁護士を加える予定

○ 知財総合支援窓口における取組

(独)工業所有権情報・研修館を活用し、弁理士・弁護士等の活用の拡大(全窓口に専門家を週1回以上配置)及び直接訪問による支援強化、中小企業支援機関との連携強化等抜本的な機能強化を実施。

○ 日本弁理士会における取組

特許、デザイン、ブランド、コンテンツ、製造ノウハウなどの知的財産を上手に活用して、さらに 上を目指す中小企業を応援するため、「弁理士知財キャラバン」事業を立ち上げ(日本弁理士会HPより)

〇 日本弁護士連合会における取組

中小企業の皆様にとって弁護士がより身近で頼りがいのある存在となれるよう、皆様が利用しやすい相談態勢を整備し、法律の専門家としてのスキルアップを図り、他の中小企業関連機関と連携しながら様々な施策を立案・実行することのできる組織として、ひまわり中小企業センターを設置(日本弁護士連合会HPより)

(参考3) 提訴手数料 (いわゆる「印紙代」) ①

制度趣旨•概要

•趣旨

提訴手数料制度は、裁判制度を利用する者と利用しないものとの負担の公平を図るとともに、副次的に濫訴の防止をも考慮したものであり、更に スライド制を採用することにより、裁判制度利用者相互間の負担の公平をも図ろうとしているもの。

•概要

提訴手数料は、訴訟の目的の価額(訴額)に応じ、民事訴訟費用等に関する法律に基づき定められており、訴額は、訴えで主張する利益によって算定される。非財産権上の請求や、財産権上の請求であっても算定が極めて困難なものについては、訴額は160万円と見なされる。 なお、差止請求における訴額については、裁判所が算定基準を示しており、以下のa~cのいずれかによるものとされている。

- a. 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×権利の残存年数×8分の1 例:1億円(年間売上減少額)×50%(利益率)×10年(権利残存年数)×8分の1=6250万円 → 手数料は20万6000円
- b. 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×権利の残存年数×8分の1 例:2億円(年間売上減少額)×30%(利益率)×10年(権利残存年数)×8分の1=7500万円 → 手数料は24万5000円
- c. (年間実施料相当額×権利の残存年数) 中間利息

例: (3000万円(年間実施料相当額)×10年)-中間利息÷2億3000万円 → 手数料は、71万円

手数料の計算方法

訴額	手数料の加算			
~100万円	10万円ごとに1000円加算			
100~500万円	20万円ごとに1000円加算			
500~1000万円	50万円ごとに2000円加算			
1000万~10億円	100万円ごとに3000円加算			
10~50億円	500万円ごとに1万円加算			
50億円~(上限なし)	1000万円ごとに1万円加算			

手数料の一例

訴額	手数料	訴額	手数料			
10万円	1000円	5億円	152万円			
100万円	1万円	10億円	302万円			
500万円	3万円	50億円	1102万円			
1000万円	5万円	100億円	1602万円			
5000万円	17万円	500億円	5602万円			
1億円	32万円	1000億円	10602万円			

諸外国における状況

	米国(連邦地裁)	英国	ドイツ	フランス
手数料の 決め方	訴額にかかわらず一定額 (350ドル)	訴額に応じた上限のあるスライド制 (例: \sim 300 £ で35 £、1000 £ のとき70 £、5000 £ の とき205 £、1万 £ のとき455 £、5万 £ のとき2500 £、10万 £ のとき5000 £、20万 £ \sim で1万 £	訴額に応じた上限のあるスライド制 (例:〜300€で105€、1000€のとき159€、5000€ のとき438€、1万€のとき723€、5万€のとき1638€、 10万€のとき2718€、50万€のとき10608€、 訴額の上限は3000万€までで、329208€)	提訴手数料 は無料

(参考4)提訴手数料(いわゆる「印紙代」)②

○民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年4月6日法律第40号)(抜粋)

(申立ての手数料)

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項 及び第九条 の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。

財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

別表第一

- 一 訴え(反訴を除く。)の提起 訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
 - (一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 千円
 - (二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 千円
 - (三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 二千円
 - (四) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 三千円
 - (五) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 一万円
 - (六) 訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 一万円
- ○民事訴訟法(平成8年6月26日法律第109号)(抜粋)

(訴訟の目的の価額の算定)

第八条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

(参考5) 訴訟費用について

民事訴訟費用等に関する法律

- (1) 裁判費用: 手数料 手数料以外の費用
- (2) 当事者費用: 期日出頭のための旅費、宿泊費等
- (3) **弁護士費用**: 裁判所が当事者の弁論能力を不十分として弁護士の付き添いを命じ(民事訴訟法155条2項)又は当事者に代わって弁護士を選任した場合(人事訴訟法3条2項~4項)以外には、**訴訟費用に算入されず**(費用法2条11号)。 算入が認められる場合も、裁判所が相当と認める額(費用法2条11号)

判[例

- * 不当提訴に対する応訴:提訴が不法行為を構成するときは、弁護士に支払った相当範囲の報酬手数料その他の費用は、不法行為の規定に従い原告に賠償請求できる(大判昭18・11・2)。
- * 不法行為の被害者による提訴:その弁護士費用は諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内においては不法行為と相当因果関係に立つ損害として賠償請求できる(最判昭44・2・27)。
- ○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第百九号)(抜粋)

(訴訟費用の負担の原則)

第六十一条訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(一部敗訴の場合の負担)

第六十四条 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

(和解の場合の負担)

第六十八条 当事者が裁判所において**和解をした場合**において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その**費用は、各自が負担する。** (訴訟費用額の確定手続)

第七十一条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

 $2 \sim 7$ (略)

(和解の場合の費用額の確定手続)

第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあっては、和解が成立した裁判所)の**裁判所書記官が定める**。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

○会社法(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)(抜粋)

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、**当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。**

2~3 (略)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抜粋)

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、(中略)、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

2~11 (略)

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、**弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。**

(参考6)日本と諸外国における訴訟費用及び弁護士費用の敗訴者負担の状況

	日本	米国 (連邦裁判所)	英国	ドイツ	フランス
訴訟費用	原則として敗訴者負担(民事訴訟法第61条)	原則として敗訴者負担(連邦民事訴訟規 則第54条(d)(1))	原則として敗訴者負担。	原則として敗訴者 負担(民事訴訟法 第91条)	敗訴者負担(民 事訴訟法第696 条)
弁護士費用	訴訟費用に含まれない。 ただし、不法行為と相 当因果関係の範囲内 にある損害と認められ る限り、損害賠償の対 象になり、裁判所が支 払を命ずることができる とされている(最高裁昭 和44年2月27日第一小 法廷判決・民集23巻2 号441号)	各自負担が原則(連邦民事訴訟規則第54条(d)(1))。 ただし、特許法285条など個別法により、例外的なケースに限り、敗訴者負担が認められている。なお、例外的なケースを認める基準を緩和する最高裁判決が2014年に示されている。	弁護士費用を含む 訴訟費用の負担額 については、 裁判 所が諸事情を考慮 して決定 。	訴訟費用には弁護 士費用が含まれ、 負担額は弁護士報 酬法が定める基準 によって算定(訴額 に基づいて計算さ れる。)	規則弁護士費用に事条そ費裁又者情敗命で発力を表示のの用判はのお訴訟ののの用判はのを表するののののののののののののののののののののののののののののののののののの

3-2. 個別論点② (その他について)

【個別論点②】 知財紛争処理システムの機能強化に向け、その他の論点はあるか。

- ◆ 主な論点
 - ① 地方における知財司法アクセス
 - ② 知財紛争処理システムに関する情報公開や海外発信

その他、論点はあるか。

(参考) 有識者・事業者等からの主な意見(個別論点②関係)

※ヒアリング等から知的財産戦略推進事務局作成

改善すべき

<地方における知財司法アクセスが重要>

- ◇ 知財を専門とする若い有為な人材が地方に浸透することが、地方における産学連携、地域のベンチャー支援等、地方創生にとって重要である。(法学者)
- ◇ 地方の方が侵害をしているのではという事件の際、相手方の弁護士が知財専門ではなかったため、無用な争いとなったことがある。(法曹関係者)
- ◇ 裁判管轄について柔軟に考え、札幌、名古屋、福岡くらいでできるようにお願いしたい。(法曹関係者)
- ◇ テレビ会議システムについては、もう少し広報活動をして頂きたい。(法曹関係者)

<知財紛争処理システムに関する情報公開が必要>

- ◇ 情報公開することで制度に対する信頼感は高まると思うので、少なくともビジネス訴訟について は訴訟提起、進行状況など是非開示していただきたい。(弁理士)
- ◇ 裁判結果の予見可能性が高いほど、交渉がしやすいし、また、相手が不合理なことを言ってきたときに、訴訟で権利行使をしようとするモチベーションにもなるので、できる限り多くの情報がほしい。(事業者)

<海外発信が重要>

- ◇ 日本企業がアジア諸国に進出する中、官民一体となって、日本の知財紛争処理システムをアジア 諸国に売り込んでいけば、日本企業がアジア諸国に進出しやすくなる。(弁理士)
- ◇ 英語による海外発信を行わないとルールメイキングにほとんど影響しない。(法学者)

留意すべき

<専属管轄は維持すべき>

☆ 裁判管轄を見直すと、専門性のレベルが下がってしまうため、専属管轄は維持すべき。(法曹関係者)

<公開すべき情報は整理が必要>

◇ 何でも公開されるのであれば、かえって提 訴する意欲が下がる可能性があるので、何が 開示できて何が開示できないかをじっくり検 討して、予見性を高めるような情報が増える とよい。(事業者)

(参考7) アクセス支援に関する取組例

○ 法テラス(日本司法支援センター)における取組

サポートダイヤルにおいて、知的財産に関する問い合わせに対し、弁護士会及び弁理士会等の相談窓口を紹介(平成27年4月から同年12月までで約510件)

○ 日本弁理士会における取組

依頼者が弁理士事務所に事務を依頼するために必要な情報を掲載し、弁理士を検索できるデータベース(「弁理士ナビ」)を提供。

弁理士ナビでは、訴訟経験や中小・大学の支援実績の経験、特定侵害訴訟代理業務の付記の有無等による検索が可能。

○ 裁判所における取組

全国106箇所の高等、地方、簡易及び家庭裁判所においてテレビ会議システムを設置

以下、別紙

1. 知的財産推進計画2015及び日本再興戦略(成長戦略) における位置づけ②

知的財産推進計画2015(平成27年6月19日 知的財産戦略本部決定) 抜粋(その他(中小企業支援等))

はじめに (中略)

知的財産高等裁判所の設立から10 年経ち、**我が国の知財紛争処理システム**は、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、**利用状況や利便性において改善を求める声も強い**。(中略)

第1部 重点3本柱(中略)

第2. 知財紛争処理システムの活性化

(1)現状と課題

(中略) 知財紛争処理システムの機能強化と併せて、**その活用促進に関し、特に中小企業及び地方での司法アクセスの観点からの対応が必要である。**

特許権侵害訴訟件数の約6割は中小企業が提起しているが、終局にまで至った判決でみると、中小企業の原告勝訴率は2割以下にとどまっており、対大企業の勝訴率では1割にも満たない状況である。この背景として、中小企業は、知財訴訟で十分な実績を有する弁護士・弁理士への依頼が必ずしもなされていないこと、中小企業と法律事務所等との連携が不足していること、権利行使を見越した戦略的な権利取得が不十分であること等の問題があると考えられる。こうした観点から、中小企業の権利行使と訴訟遂行に対する支援が求められる。(中略)

(2)今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化、**活用促進**、及び情報公開・海外発信に関し、関係府省において**以下の取組を推進する**こととする。

(中略)

<<知財紛争処理システムの活用促進>>

(相談体制の強化)

・中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関する相談に対応するため、よろず支援拠点全国本部による各拠点への支援機能を高めるため**紛争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームを設置する**とともに、各都道府県に設置している**よろず支援拠点の体制を強化**する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(訴訟遂行に関する負担への対応)

・訴訟遂行のための負担が**中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、中小企業への必要な措置**について検討する。(短期・中期)(内閣官房、経済産業省、法務省)

(テレビ会議システム等の活用)

・地方における実質的な知財司法アクセスを確保するため、**裁判所のテレビ会議システムの周知や利便性の向上**等が図られることを強く期待する。

(地方における知財専門家へのアクセス支援)

・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、**地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制整備**について検討する。(短期・中期)(法務省、経済産業省)

13

1. 知的財産推進計画2015及び日本再興戦略(成長戦略) における位置づけ④

成長戦略と知財推進計画2015の一体的推進

知財推進計画2015に盛り込まれた施策を**成長戦略でも取り込んで、政府全体で推進する**こととしている。

「日本再興戦略」(成長戦略)改訂2015

-未来への投資・生産性革命- (平成27年6月30日閣議決定) 抜粋(知的財産戦略部分)

第二 3つのアクションプラン

- 一.日本産業再興プラン
 - (中略)
- 3. 大学改革 /科学技術イノベーションの推進/**世界最高の知財立国** (中略)
 - (3)新たに講ずべき具体的施策

(中略)

また、「知的財産推進計画2015」(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)に基づき、地方における知財活用の推進、国際標準化・認証への取組等を推進する。

(以下、略)

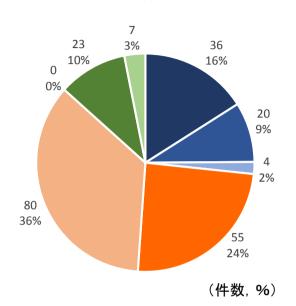
1. 知的財産推進計画2015及び日本再興戦略(成長戦略) における位置づけ③

知的財産推進計画2015工程表(平成27年6月19日 知的財産戦略本部決定) 抜粋(損害賠償関連部分)

項目	2015 本文				短期		中期	
番号	掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	2015年度	2016年度	2017年 度	2018年 度
第2.	知財紛争	・処理システムの	活性化					
16	0	大企業との 紛争に対す る支援	中小企業の大企業等との関係での知財 保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関す る相談に対応するため、よろず支援拠点 全国本部による各拠点への支援機能を 高めるため紛争・訴訟に実績のある専門 家も含むサポートチームを設置するととも に、各都道府県に設置しているよろず支 援拠点の体制を強化する(短期・中期)	経済産業省	各よろず支援拠点の人員強化等相談体制の強化と、同全国本部に係争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームの設置を実施するため、予算措置等を含め所要の措置を検討。	各よろず支援拠点 の体制強化と、同 全国本部に 係争・ 訴訟に実績のある 専門家も含むサ ポートチームの設 置を実施。	左記の体育 引き続き支 施。	
				内閣官房	訴訟遂行のための負担につ	引き続き、左記の検討	オを実施するとともに、	
		訴訟遂行に 関する負担 への対応	訴訟遂行のための負担が中小企業による 紛争処理システムの利用を阻害しないよう、 中小企業への必要な措置について検討 する。(短期・中期)	経済産業省	いて、中小企業への必要な 措置の検討を実施。	必要に応じ適切な施		
38	0			法務省	民事訴訟費用等に関する法 律等を所管する立場から、必 要に応じて意見を述べるなど の協力を実施。	引き続き、左記の協力	力を実施。	
		地方におけ	地方における知財専門家へのアクセスを 支援するため、関係団体と連携し、地方	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、 弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する 等の協力を実施。	引き続き、左記の協力を実施。		
39	0	る知財専門 家へのアクセ ス支援	においても知財紛争処理に精通した専門 家に依頼できるような体制整備について 検討する。(短期・中期)	経済産業省	知財紛争処理の実績の有無 から弁理士を検索する方法 を含め、日本弁理士会の提 供する弁理士ナビを地方の 中小企業等に向けて周知す る活動を実施。	左記の取組状況を路 検討・導入しつつ、総	記を踏まえ、必要な措置を つ、継続的に実施。	

訴訟件数と勝訴率

図1 訴訟件数



- ■①大企業→大企業
- ■②大企業→中小企業
- ■③大企業→外国企業
- ④中小企業→大企業
- ■⑤中小企業→中小企業
- •⑥中小企業→外国企業
- ■⑦外国企業→大企業
- ⑧外国企業→中小企業

図2 勝訴率 (原告分類別)

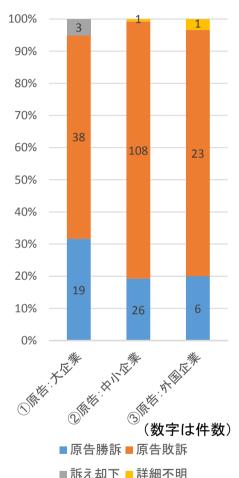
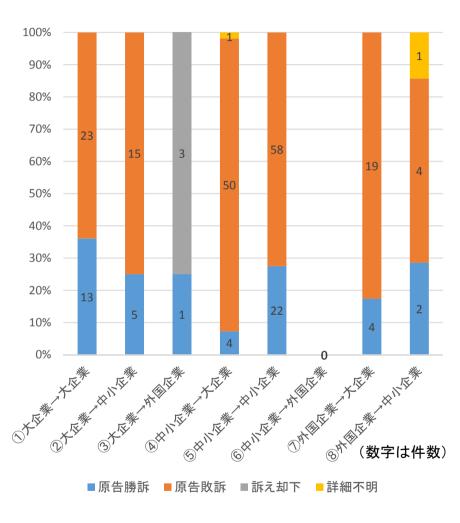
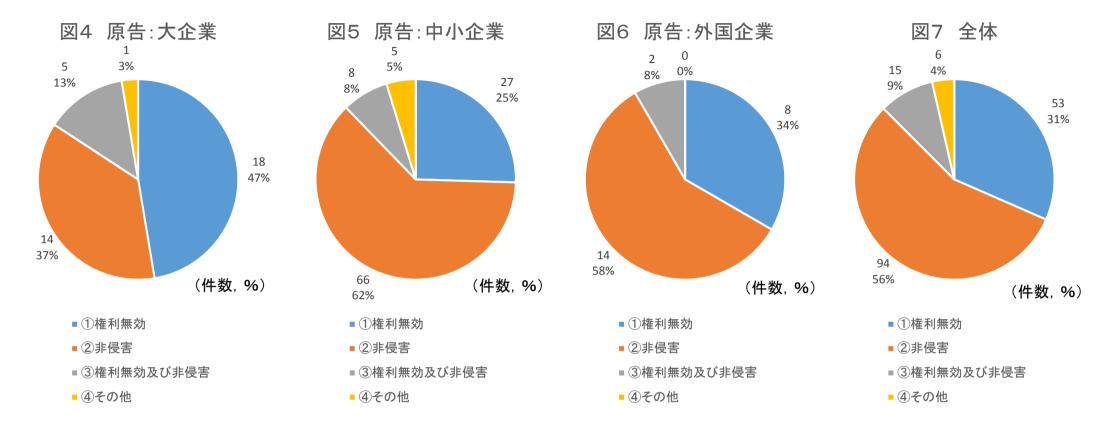


図3 勝訴率(原告・被告組み合わせ別)



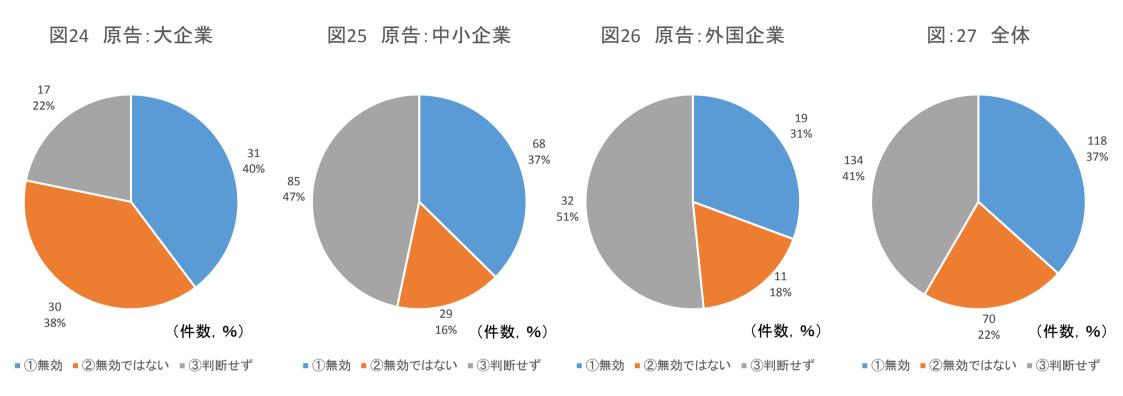
- ▶ 【図1】中小企業が提起する訴訟(④、⑤)が全体の60%を占めている。
- ▶【図2】しかしながら、中小企業の勝訴率は大企業より低く、20%以下(②)。
- 【図3】特に、対・大企業(④)では10%に満たない状況。

原告敗訴の原因



- ▶ 【図5】中小企業では、権利無効による敗訴は相対的に少ない一方、非侵害による敗訴が6割以上を占める。
- ▶ 中小企業において非侵害による敗訴が多い原因は、見込み違いによる提訴のほか、十分に権利侵害に係る証拠を 集めることができないことが理由として推測される。

無効の抗弁に係る裁判所の判断

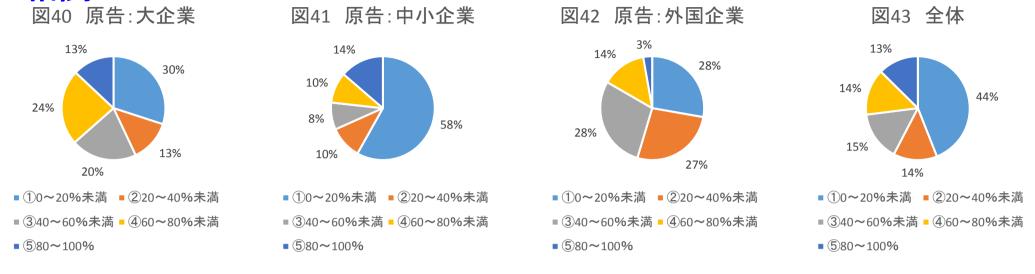


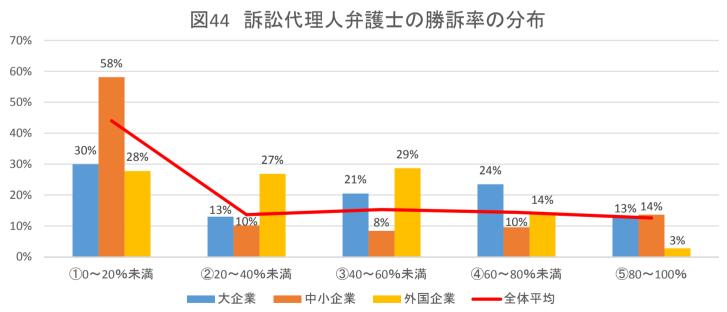
▶【図24】大企業が「権利有効」の判決を受ける率は38%を示しており、3つの原告の類型の中で最も効果的に権利を 防御している。

企業類型と訴訟代理人弁護士の勝訴率

(出典)知財紛争処理システムタスクフォース(第3回)配付資料2 「イノベーション創出に向けた侵害訴訟動向調査結果報告(2)」



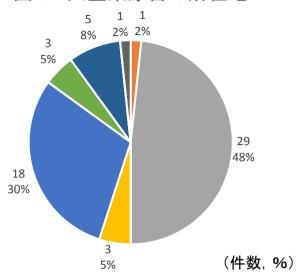




【図40】【図41】大企業は、勝訴率20%未満の弁護士の起用は30%に止まるが、中小企業は6割近くを占める。

原告所在地

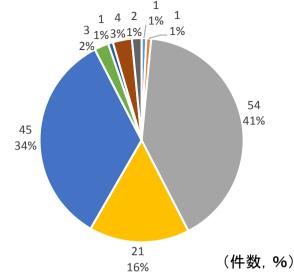
図49 大企業原告の所在地



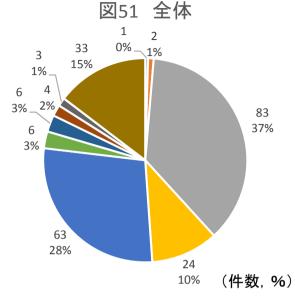
- ①札幌高裁の管轄区域
- ③東京高裁の管轄区域
- ⑤大阪高裁の管轄区域
- (7) 高松高裁の管轄区域
- 9複数の管轄区域

- ■②仙台高裁の管轄区域
- 4)名古屋高裁の管轄区域
- ⑥広島高裁の管轄区域
- ⑧福岡高裁の管轄区域

中小企業原告の所在地 図50



- ①札幌高裁の管轄区域
- ■②仙台高裁の管轄区域
- ③東京高裁の管轄区域
- 4)名古屋高裁の管轄区域
- ⑤大阪高裁の管轄区域
- ■⑥広島高裁の管轄区域
- ⑦高松高裁の管轄区域
- ⑧福岡高裁の管轄区域
- 9複数の管轄区域



- ■11.幌高裁の管轄区域
- ■②仙台高裁の管轄区域
- ③東京高裁の管轄区域
- 4)名古屋高裁の管轄区域
- ⑤大阪高裁の管轄区域
- ■⑥広島高裁の管轄区域
- ⑦高松高裁の管轄区域
- ⑧福岡高裁の管轄区域
- 9複数の管轄区域
- (10)外国

- 【図49】大企業の原告は、8割近くが東京又は大阪高裁の管区内を所在地としている。
- 【図50】他方、中小企業に関しては、名古屋高裁管区に所在する原告が16%おり、この地域は特に中小企業による 侵害訴訟の潜在的なニーズがある地域と考えられる。